

[第7回]

防火法令における「用途」の位置づけと複合用途防火対象物

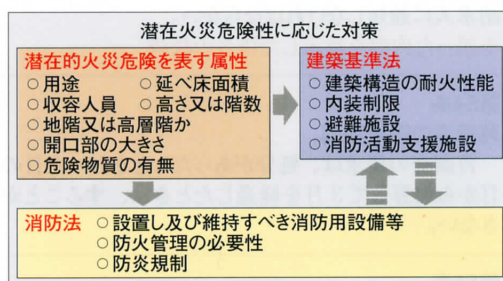
建築物の火災危険性を判断する属性

個々の建築物に施すべき防火安全対策は、その建築物の用途、構造、プランなどを勘案し、建築物ごとに専門家がアセスメントを行って決めていくのが理想である。しかしながら、アセスメントの標準的な方法論を確立するのが難しいこと、公平で能力の高い専門家を確保するのが難しいことなどから、公平公正な結果を高い再現性で得ることが難しく、手間や費用がかかることもあり、アセスメント方式は実施しにくいのが実情である。このため、日本だけでなく、諸外国の多くも、個々の建築物に施すべき防火安全対策を決めるには、建築物の火災危険性を判断する属性を決め、その属性の組み合わせによって個々の建築物の火災危険性を判断する仕組みをとっている。

日本の防火法令で建築物の火災危険性を判断する属性は、図のとおりである。消防法も建築基準法も、用途、延べ床面積、収容人員、高さ又は階数、地階又は高層階かどうか、開口部の大きさなどの組み合わせで建築物の火災危険性を判断するとともに、建築的要素と消防設備的要素が相互に補完し合って、施すべき防火安全対策を決める仕組みになっている。

属性の中で用途が最も重要

建築物の火災危険性を判断する属性のうち、最も重要な要素を占めるのが「用途」である。用途が重要な要件となっているのは火災対策の特徴で、諸外国でも同様である。ちなみに、日本の建築基準法の構造の基準では、延べ床面積や高さは大きな要件に



なっているが、用途の要素は積載荷重などを除けばほとんどない。

用途に関する消防法と建築基準法の書きぶりの違い

消防法では、防火対象物の用途が政令別表第一に詳細に定められている。

消防用設備等の規制の典型的な書きぶりは「(政令)別表第一〇項に掲げる防火対象物で、延べ床面積が〇㎡以上のもの」(には〇〇設備を設置しなければならない。)というものだ。この書きぶりだと、ある防火対象物が別表第一の何項に該当するかということ(項の判定)が決まらないうと、どの程度の基準が適用になるのか決まらない。防火管理制度でも防災制度でも同様だ。消防法の場合、8条関係でも17条関係でも、項の判定が規制の原点となる体系となっているのである。

一方、建築基準法では、法別表第一に「耐火建築物等としなければならない特殊建築物」として消防法の政令別表第一と似た表が掲載されている。この表を使った法27条(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)の典型的な書きぶりは、「別表第一(ろ)欄に掲げる階を同表(い)欄(一)項から(四)

日本の防火法令は、個々の建築物の火災危険性を、用途、延べ床面積、高さ、開口部の有無などその属性の組み合わせによって判断し、危険性の高いものには厳しく、低いものにはそれなりに、という考え方で規制している。消防法では、「用途」が最も重要な属性と位置づけられており、防火対象物の用途が決まらなると規制内容を決められない。この点、厳しい規制が適用される用途が卓越する建築基準法の防火基準の考え方とは異なっている。

項までに掲げる用途に供するもの」(は特定避難時間倒壊等防止建築物(従来は「耐火建築物」とされていたが、昨年6月からこのように改正された。)としなければならない。)というものである。(一)項に掲げる用途としては劇場等、(二)項に掲げる用途としては病院等、などが列記されている。

一見、消防法と似ているように見えるが、考え方はかなり違う。上記の条文に具体的な用途を当てはめると、たとえば、3階以上の階を劇場等の用途に供するものは特定避難時間倒壊等防止建築物としなければならない、などとなる。この書きぶりだと、ある階をある用途に供するかどうかだけが規制の要件になっており、建築物全体がどのような用途であるか決める必要はない。

複数の用途が複合する建築物に対する規制

消防法における「用途」と建築基準法における「用途」の書きぶりの違いが端的に現れるのが複数の用途が複合する場合である。ご存知のとおり、消防法では複数の用途が複合する防火対象物を「複合用途防火対象物」として政令別表第一(16)項という一種の「用途」として位置づけているが、建基法27条では、ある階に複数の用途がある場合は、一番厳しい規制が適用される用途に対する規制が卓越することになるため、「複合用途建築物」という概念は必要ない。

もっとも、建基法28条では、「住宅、学校、病院、…その他これらに類する建築物で…」という書きぶりになっているので、用途が複合する場合は、解釈運用に工夫が必要になる。建基法28条は居室

の採光や換気に関する規定なので、「建築物」とあるところを「建築物の部分」と解釈すれば何とかなるのだが、解釈して運用しているようだ。いずれにしろ、近年のように、1棟の建築物の中に複数の用途が混在する方が普通になってくると、建築基準法のような書きぶりだと、対応が難しい場合も出てきそうだ。

複合用途防火対象物

消防法では、政令で定める二以上の用途に供される防火対象物を「複合用途防火対象物」と呼んでいる(法8条1項)。

「複合用途防火対象物」の概念そのものは、防火管理規制や消防設備規制が全国統一的な規制となった昭和36年(1961)当初から存在していたが、「政令別表第一(16)項」という位置づけがあるだけで、「複合用途防火対象物」という用語は、法令上はなかった。

この用語が消防法令に入るのは、千日デパートビル火災(昭和47年(1972)、118人死亡)を契機に消防法が改正された昭和49年(1974)の際である。この火災により、複合用途防火対象物の火災が極めて厄介で危険であることが判明したため、複合用途防火対象物に係る様々な改正が行われた。

このとき、「政令別表第一(16)項」がイとロの二つに分けられ、(16)項イについては、火災危険が極めて高いものと位置づけられて様々な規制強化が行われた。スプリンクラー設備の設置規制の強化(政令12条1項に6号(現行11号)が新設され、同号ハ((16)項イに掲げる防火対象物の階に対する規制)が定められるなど)などは、その例である。